



東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

平成30年8月8日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

一関市の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成30年5月17日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局が一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書の交付年月日 平成30年8月7日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：株式会社 県南タクシー 代表取締役 伊藤 利幸
(法人番号：9400501000111)
岩手県一関市大手町7番地26号
営業所：本社営業所
岩手県一関市大手町28番地1号、一関市大町地主町901街区
12号
3. 行政処分等年月日 平成30年7月23日
4. 行政処分等の概要
(1) 事業用自動車の使用停止処分
平成30年8月7日から平成30年9月18日まで(2両×43日間停止)
平成30年8月7日から平成30年9月19日まで(1両×44日間停止)
5. 違反の概要
(1) 運賃届出、運賃変更届出違反(不当運賃收受)
(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業
適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)
① 疾病・疲労等のおそれのある乗務違反(健康診断の未受診)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

- ②運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ③初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督及び適性診断受診義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ④定期点検整備実施違反(12ヶ月点検整備の未実施)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)
- ⑤無車検運行
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第58条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：西城、吉川

TEL：019-638-2155